

未来のために、みんなで投票、みんなで参加!

## 4月は 統一地方選挙



**町議会議員に立候補できる人  
(町議会議員の定数は13人です)**  
町議会議員は、町の重要施策などを議会で審議し可否を決める町民の代表者です。  
満25歳以上(平成6年4月22日までに生まれた人)で、町議会議員選挙の選挙権を有するなどの要件を満たす人が立候補できます。  
●立候補予定者の説明会／3月20日(水)14時 役場庁舎2階大会議室

4月は統一地方選挙が行われます。道知事選挙(3月21日告示)と道議会議員選挙(3月29日告示)は4月7日(日)、町議会議員選挙(4月16日告示)は4月21日(日)が投票日です。  
北海道と厚岸町の行政の方向を決定するだけでなく、今後の地方自治のあり方、国全体の動向を展望する大切な選挙です。

|                | 道知事・道議会議員選挙   | 町議会議員選挙   |
|----------------|---|---|
| 投票日            | 4月7日(日)   | 4月21日(日)  |
| 投票できる人         | 平成13年4月8日までに生まれた人で、平成30年12月20日(道議は12月28日)までに厚岸町に転入の届け出を済ませ、平成31年3月20日(道議は3月28日)現在で引き続き3カ月以上、本町の住民基本台帳に記録されている人。<br>なお、平成30年12月21日(道議は12月29日)以降に道内の他市町村から本町に転入の届け出をした人で、前住所地の選挙人名簿に登録されている人は、前住所地で投票するか、前住所地の選挙管理委員会へ不在者投票の請求をして、本町で投票日前に投票することができます。<br>この場合、役場町民課窓口サービス係か湖南地区出張所で、厚岸町長発行の『引き続き道内に住所を有する旨の証明書』の交付を受けて、前住所地の選挙管理委員会に提出するか、引き続き道内に住所を有することの確認の申請をし、早めに不在者投票の手続きをしてください。 | 平成13年4月22日までに生まれた人で、平成31年1月15日までに厚岸町に転入の届け出を済ませ、4月15日現在で引き続き3カ月以上、本町の住民基本台帳に記録されている人。<br>ただし、投票日までに本町から転出した人は投票できません。 |
| 期日前投票<br>不在者投票 | ▶道知事選挙<br>3月22日(金)から4月6日(土)まで<br>▶道議会議員選挙<br>3月30日(土)から4月6日(土)まで  | 4月17日(水)から4月20日(土)まで  |
|                | ●時間／8時30分から20時まで<br>●場所／役場庁舎2階選挙管理委員会事務室(大会議室)  |   |



### 期日前投票をしましょう

投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などで自分の投票区にいない人は、事前に期日前投票を行ってください。



### 病院などでできる不在者投票

不在者投票ができる病院や施設に入院、入所している人は、その場所ので投票ができます。投票を希望する人は、入院している病院の病院長、入所している施設の施設長またはその代理人に投票用紙などの請求の依頼をしてください。

### 郵便による不在者投票

身体に重度の障害などがあるため、投票所に行けない人は、自宅で郵便による投票ができます。この場合、郵便等投票証明書の交付を受けておく必要があります。7年間の有効期限が切れる人、新たに交付を受ける人は、早めに申請の手続きをしてください。

郵便等投票証明書は、本人が署名した代理記載の場合は不要。交付申請書に、身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証を添えて申請すると交付されます。この証明書を添えて道知事・道議会

議員選挙は4月3日(水)まで、町議会議員選挙は4月17日(水)までに投票用紙の請求をしてください。  
なお、この投票ができる人は、次のとおりです。

- 身体障害者手帳に『両下肢、体幹、移動機能の障害の程度が一級若しくは二級である者』、『心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の程度が一級若しくは三級である者』、『免疫、肝臓の障害が一級から三級までである者』として記載されている人
- 戦傷病者手帳に『両下肢、体幹の障害については特別項症から第二項症までである者』、『心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害については特別項症から第三項症までである者』として記載されている人
- 介護保険の被保険者証に『要介護状態区分が要介護5である者』として記載されている人

### 郵便などによる不在者投票における代理記載

郵便による不在者投票をすることができない人で、自ら投票の記載をすることができない人は、あらかじめ厚岸町選挙管理委員会の委員長に届け出た人に、投票に関する記載をさせることができます。  
該当する人は、次のとおりです。

- 身体障害者手帳に『上肢若しくは視覚の障害の程度が一級である者』として記載されている人
- 戦傷病者手帳に『上肢若しくは視覚の障害の程度が特別項症から第二項症までである者』として記載されている人

### ほかの市町村での投票

長期出張などで投票日当日、厚岸町で投票することができない人は、最寄りの選挙管理委員会で不在者投票ができます。投票用紙の請求は告示前でもできますので、早めに厚岸町選挙管理委員会に申し込んでください。

この場合、投票用紙の請求書は必ず本人の自書でなければなりません。

### 投票の注意

- ▽投票事務をスムーズにするため、入場券を持参してください。期日前投票、不在者投票の場合も同様です。
- ▽身体が不自由、または字が書けない人は、代理投票ができますので係員に申し出てください。選挙人の秘密は守ります。
- 選挙についての問い合わせ／厚岸町選挙管理委員会 ☎52-3131

4月7日(日)

## 道知事、道議会議員選挙投票日

4月21日(日)

## 厚岸町議会議員選挙投票日